

町の職員数や給与の状況を お知らせします

職員数や給与の状況を住民の皆さんにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。
なお、このページでは平成21年度の内容を中心にお知らせします。

▼問合せ 総務グループ ☎079(435)0357



●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|-----|----------|----------|----------|
| 大学卒 | 258,200円 | 295,500円 | 327,200円 |
| 高校卒 | 220,300円 | 265,700円 | 302,500円 |

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加工した年数をいいます。

●職員手当の支給状況 (企業会計職員除く) (平成21年度決算)

| 手当名 | 支給者数 | 支給実績 | 1人当たりの平均支給年額 |
|-------------------|------|-----------|--------------|
| 扶養手当 | 88人 | 23,335千円 | 265,176円 |
| 地域手当 | 169人 | 29,717千円 | 175,842円 |
| 住居手当 | 107人 | 7,451千円 | 69,636円 |
| 通勤手当 | 147人 | 7,669千円 | 52,169円 |
| 管理職手当 | 53人 | 35,575千円 | 671,226円 |
| 時間外勤務手当 | 116人 | 35,975千円 | 310,128円 |
| 期末・勤勉手当(年間4.15月分) | 169人 | 266,824千円 | 1,578,838円 |

※支給者数は平成21年4月1日現在の人数です。 ※期末・勤勉手当は民間でのボーナスのことです。

●特別職の報酬などの状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分 | 給料・報酬月額 (減額前の金額) | 期末手当 (21年度支給割合) | 21年度総支給額 |
|-----|---------------------|--------------------|-------------|
| 町長 | 828,000円(920,000円) | 4.1月分 | 13,682,280円 |
| 副町長 | 706,800円(760,000円) | 4.1月分 | 11,682,468円 |
| 教育長 | 669,750円(705,000円) | 4.1月分 | 9,992,000円 |

①職員の任免及び職員数に関する状況 (平成21年4月1日から平成22年3月31日)

(1) 職員の競争試験の状況

一般行政職、幼稚園教諭の採用試験を実施しました。

(2) 職員の採用の状況

一般行政職の職員として、3人(男2人、女1人)、幼稚園教諭として、1人(女1人)を平成21年4月1日付で採用しました。

(3) 職員の退職の状況 (平成21年度中の退職者数)

| 退職事由 | 人数 |
|------|-----|
| 定年退職 | 6人 |
| 勲奨退職 | 4人 |
| 合計 | 10人 |

(4) 行政職の級別職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|-----------|------|-------|
| 1級 | 主事 | 5人 | 3.4% |
| 2級 | 主事 | 9人 | 6.0% |
| 3級 | 主査 | 50人 | 33.6% |
| 4級 | リーダー補佐・主任 | 34人 | 22.8% |
| 5級 | リーダー | 33人 | 22.1% |
| 6級 | 統括 | 14人 | 9.4% |
| 7級 | 理事 | 4人 | 2.7% |
| 計 | | 149人 | 100% |

※職員数の中に教育長、教育職給料表適用者(5人)、技能労務職給料表適用者(23人)は、含みません。

②職員の勤務時間等の状況 (平成21年4月1日現在)

(1) 勤務時間

職員の基本的な勤務時間

※勤務場所により時間が異なります。

| 項目 | 内容 |
|---------|-----------------------------------|
| 職員の勤務時間 | 8:30~17:15(1日7時間45分、1週間当り38時間45分) |
| 休憩時間 | 12:00~13:00(60分) |

(2) 職員が取得できる休暇等

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引等)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、平成21年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

| | |
|------------|-------|
| 年度付与日数 | 最高20日 |
| 前年度からの繰越日数 | 最高20日 |
| 平均取得日数 | 11.4日 |

③職員の給与の状況

●人件費の状況 (普通会計決算) (平成21年度)

| 住民基本台帳人口 (21年度末) | 歳出額A | 実質収支 | 人件費B | 人件費率 (B/A) | (参考) 20年度の 人件費率 |
|---------------------|-------------|-----------|-------------|---------------|-----------------------|
| 33,775人 | 9,496,725千円 | 461,158千円 | 1,623,029千円 | 17.1% | 19.4% |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含まれます。

●職員給与費の状況 (普通会計決算) (平成21年度)

| 職員数 A | 給与費 | | | | 1人当たりの 給与費 (B/A) |
|----------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計B | |
| 156人 | 627,633千円 | 138,883千円 | 244,094千円 | 1,010,610千円 | 6,648千円 |

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 45.6歳 | 350,313円 | 422,818円 |
| 技能労務職 | 49.0歳 | 306,343円 | 340,188円 |

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、教育職などを除いた職員です。
「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

●一般行政職の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分 | 播磨町 | | 国 | |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| | 初任給 | 2年後の給料 | 初任給 | 2年後の給料 |
| 大学卒 | 178,800円 | 190,300円 | 172,200円 | 184,200円 |
| 高校卒 | 149,800円 | 160,200円 | 140,100円 | 148,500円 |

高額医療・高額介護合算制度

対象となる世帯に、平成23年2月以降に申請の案内を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

1年(前年8月1日から当年7月31日、以下「計算期間」)

制度の概要

高額医療・高額介護合算制度は、医療費と介護費の自己負担額が一定限度を超えた場合に、その超過額を高額医療費として支給されます。しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で平成20年4月に制度が新設されました。

医療保険では医療費の自己負担額について、1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。

また、介護保険でも同様に、介護サービス費の自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で平成20年4月に制度が新設されました。

(表1) 算定基準額

| 負担区分 | 算定基準額 |
|---------|-------|
| 現役並み所得者 | 67万円 |
| 一般 | 56万円 |
| 区分Ⅱ | 31万円 |
| 区分Ⅰ | 19万円 |

この世帯の各所得者が0円である場合、年金所得は、所得控除を80万円として計算します。

※算定結果が500円以下の場合には支給できません。
 ※区分Ⅱ…世帯全員が、住民税非課税の場合。
 ※区分Ⅰ・Ⅱ…「区分Ⅰ」のうち、その世帯の各所得者が0円である場合、年金所得は、所得控除を80万円として計算します。

制度の趣旨

医療保険では医療費の自己負担額について、1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。

また、介護保険でも同様に、介護サービス費の自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で平成20年4月に制度が新設されました。

医療保険では医療費の自己負担額について、1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。

また、介護保険でも同様に、介護サービス費の自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

町の職員数や給与の状況をお知らせします

①職員の分限及び懲戒処分状況

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 分限処分 | 公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、休職、降任、降給の4つの種類があります。平成21年度は、心身の故障のため長期の療養を要するとして2件の休職処分を行いました。 |
| 懲戒処分 | 公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追究して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。平成21年度は、該当事例がありませんでした。 |

②職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。

ア 派遣研修 のべ参加人数78人 のべ参加日数182日

イ 内部研修 のべ参加人数270人 のべ実施日数9日

(2) 勤務成績の評定

職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適正を公正に判断することを目的として勤務成績の評定を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。

平成21年度の実施状況は次の通りです。

| 実施時期 | 対象者 |
|-----------------------|-----|
| 平成21年10月(4月から9月までの状況) | 全職員 |
| 平成22年4月(10月から3月までの状況) | 全職員 |



③職員の福利厚生と利益の保護の状況

●福利厚生制度

地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

| 加入制度 | 一般職員 | 用務員・調理員 | 幼稚園教諭 |
|-------|--------------|----------------|----------|
| 共済制度 | 兵庫県市町村職員共済組合 | 公立学校共済組合 兵庫県支部 | |
| 互助会制度 | 兵庫県町村職員互助会 | | 兵庫県学校厚生会 |

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として平成21年度では職員定期健康診断、置き薬の設置を行いました。

●公務災害関係(労働災害に相当するもの)

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族等に対する必要な補償等を、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

平成21年度では、公務災害として認定された事案はありませんでした。

●利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。

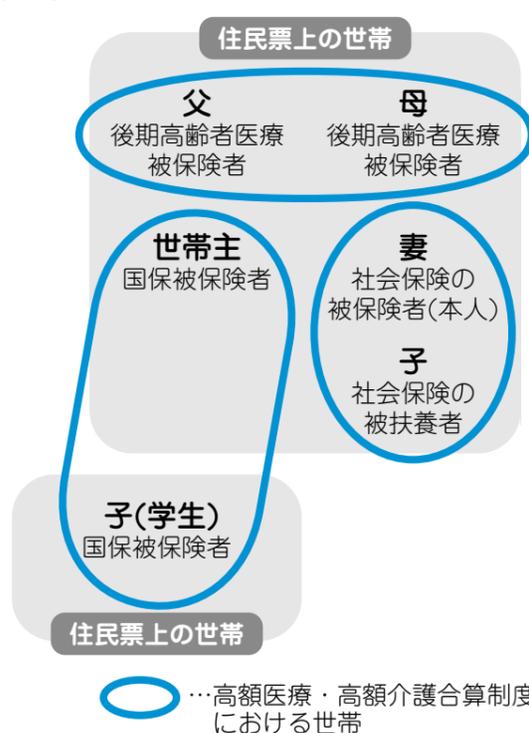
平成21年度では、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。

平成21年度では、不服申立はありませんでした。

(図1) 高額医療・高額介護合算制度における世帯



申請受付は2月下旬から

基準日(7月31日)時点で加入していた医療保険の窓口で申請します。町内にお住まいの後期高齢者医療の被保険者は、保険年金グループで受け付けます。なお、該当者の方には申請用紙を送付します。

申請に必要なもの

被保険者証、印鑑、通帳など振込先口座を確認できるものをお持ちください。

また、住む市町や加入する医療保険に変更があった方は以前の保険での自己負担額証明書が必要となります。